

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年6月3日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300603号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2400016号

第1 結論

1 請求者のA社B支社(現在は、A社)における平成元年2月21日から同年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成元年2月から同年6月までの標準報酬月額については28万円から30万円、同年7月の標準報酬月額については28万円から36万円とする。

平成元年2月から同年7月までの訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

2 請求者のC社(現在は、D社)における平成16年6月1日から同年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成16年6月の標準報酬月額については56万円から62万円とする。

平成16年6月の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 その他の請求期間(請求期間①及び請求期間③のうち、平成16年4月1日から同年6月1日までの期間)については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和63年10月1日から平成元年2月22日まで
② 平成元年2月21日から同年8月1日まで
③ 平成16年4月1日から同年7月1日まで

A社E支店に勤務した期間のうちの請求期間①、同社B支社に勤務した期間のうちの請求期間②及びC社に勤務した期間のうちの請求期間③について、標準報酬月額が実際の報酬額に見合っていないため、請求期間①については、昭和63年10月1日から平成元年2月22日までの期間、請求期間②については、同年2月21日から平成3年8月1日までの期間、請求期間③については、平成16年4月1日から同年7月1日までの期間を請求期間とし、令和4年11月7日付

けで訂正請求を行ったところ、請求期間①のうち、昭和63年10月1日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる記録として被保険者記録の訂正が認められ、請求期間②のうち、平成2年10月1日から平成3年8月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない記録として被保険者記録の訂正が認められたものの、請求期間①及び②に係る上記訂正期間以外の期間並びに請求期間③については、被保険者記録の訂正が認められなかった。今回の訂正請求において、前回提出できなかった給与明細書を提出するので、再度調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者は、前回の訂正請求において提出することができなかった昭和63年6月分、同年7月分、同年9月分及び同年12月分の給与明細書を提出し、再度、当該期間に係る標準報酬月額を訂正を求めている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。また、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正等が行われるのは、上記の認定額がオンライン記録において確認できる標準報酬月額を上回る場合である。

しかしながら、前回及び今回の訂正請求において、請求者から提出された給与明細書により、請求期間①に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下、事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額と併せて「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又は下回っていることが確認又は推認できることから、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることができない。

- 2 請求期間②について、請求者は、前回の訂正請求において、請求期間を平成元年2月21日から平成3年8月1日までの期間としていたものの、今回の訂正請求においては、請求期間を平成元年2月21日から同年8月1日までの期間に変更し、前回の訂正請求において提出することができなかった平成元年3月分及び同年6月分の給与明細書を提出し、再度、請求期間②に係る標準報酬月額の訂正を求めている。

前回及び今回の訂正請求において、請求者から提出された給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められないものの、日本年金機構からの回答及び請求者から提出された給与明細書により確認できる本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

したがって、請求期間②に係る標準報酬月額については、日本年金機構からの回答及び請求者から提出された給与明細書により確認できる本来の報酬月額に見合う標準報酬月額から、平成元年2月から同年6月までは30万円、同年7月は36万円とすることが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間③について、請求者は、前回の訂正請求において提出することができなかった平成15年3月分から平成16年3月分までの給与支給明細書を提出し、再度、請求期間③に係る標準報酬月額の訂正を求めている。

前回及び今回の訂正請求において、請求者から提出された給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められない。

また、請求期間③のうち、平成16年4月1日から同年6月1日までの期間については、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であるものの、請求期間③のうち、平成16年6月1日から同年7月1日までの期間については、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

したがって、請求期間③のうち、平成16年6月1日から同年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給与支給明細書において確認できる本来の報酬月額に見合う標準報酬月額から、62万円とすることが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2300661 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2400015 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 46 年 2 月 28 日から同年 6 月 1 日まで

A 社において、昭和 42 年 2 月 10 日から昭和 47 年 10 月 25 日までの期間、退職することなく、継続して勤務していたにもかかわらず、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことから、訂正請求を行ったが、訂正は認められなかった。

前回の訂正請求の際に証言をしてくれた同僚二人が新たな証言をしてくれるので、再度審議の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) A 社から提出された請求者の請求期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」(以下「通知書」という。)によると、請求者の厚生年金保険の資格喪失年月日は昭和 46 年 2 月 28 日、資格取得年月日は同年 6 月 1 日と記載されていることが確認できること、ii) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において、請求者は、同社の厚生年金保険の被保険者資格を昭和 46 年 2 月 28 日に一旦喪失した後、同年 6 月 1 日に再取得していることが確認でき、当該喪失年月日及び資格取得年月日は、オンライン記録と一致していること、iii) 通知書において、昭和 46 年 2 月 28 日の資格喪失手続に伴い、健康保険被保険者証が添付されていたことが確認でき、被保険者名簿においても、請求者は、同年 2 月 28 日の厚生年金保険被保険者資格の喪失に伴い、健康保険被保険者証を返納していることが確認できること、iv) 同社に係る事業所別被保険者名簿の更新又は検認年月日欄において、同社では、昭和 46 年 3 月 5 日付けで健康保険被保険者証の更新が行われており、当該更新が行われた被保険者の欄外には更新を示す印が押されているものの、請求者については当該印が押されていないことが確認できること、v) 請求者が名前を挙げた同僚を含む複数の同僚に文書照会を行ったものの、請求者の請求期間に係る勤務期間を明確に記憶する者はなく、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について

確認することができないこと、vi) 請求者は、給与明細書等の資料を保有していない上、同社は、請求者に係る人事記録の作成は行っていない旨回答し、また、賃金台帳等の資料を保有していない旨陳述しているものの、通知書どおり、昭和46年2月28日資格喪失、同年6月1日資格取得の届出を行っていることから、請求期間において、請求者は、同社に勤務していなかったため、請求期間の給与を支給しておらず、厚生年金保険料控除も行っていなかった旨回答していることから、既に令和4年6月30日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、前回の訂正請求の際に証言をしてくれた同僚二人が、新たな証言をしてくれるとして、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、当該同僚二人のうちの一人は連絡が取れず、請求者自身も当該同僚について連絡が取れない旨陳述している上、連絡が取れた一人から得られた陳述は、前回と同じ内容であることから、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。